

障害者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、障害者である職員の任免状況を次のとおり公表いたします。

なお、障害の種別や程度の区分ごとの人数については、特定の者が障害者であることや障害の程度などを推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

■ 実雇用率（令和 7 年 7 月 1 日現在）

算定の基礎となる職員数	障害者の人数	実雇用率	不足数
401.5 人	12 人	2.99%	0 人

※ 法定雇用率は 2.8%です。

※ 障害者の人数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 42 条の規定による特例認定を受けているため、市長部局と教育委員会は合算により実雇用率を計算しています。

※ 法令上、短時間勤務職員（一週間の勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満）を 0.5 人に換算しています。また、短時間勤務職員以外の重度心身障害者及び重度知的障害者については、1 人を 2 人に相当するものとして換算しています。